

掲示期間 5.15-5.24

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月15日

新潟市民病院事業管理者 五十嵐 修一

新潟市民病院管理規程第5号

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程の一部を改正する規程

新潟市民病院職員の特殊勤務手当支給規程（平成20年新潟市民病院管理規程第21号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

災害応急対策等 派遣手当	新潟県からの要請により、災害派遣チーム（DMAT）として災害が発生した本市以外の市町村に派遣された職員	1日につき1,080円。ただし、災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他法令に定める立入禁止、退去措置等の措置がなされた区域の場合、1日につき2,160円。
-----------------	---	---

附 則

この規程は、令和8年5月15日から施行する。